



県営水道料金の値下げ

物価の高騰が県民生活に大きな影響を及ぼすなか、水道用水供給事業の経営健全化やアセットマネジメントの推進により、安定して黒字が計上できる見込みとなったことから、令和6年度から9年度の4年間、**県営水道料金の値下げ**を行う。

次期水道料金の改定

現行 120円/m³ (R2~5) → 次期 118円/m³ (R6~9) (-2円/m³)

- 今年度が現行料金の最終年度にあたることから、次期料金算定期間（令和6年度～9年度）の収支見込みに基づき県営水道料金を改定
- 電気料金、薬品費等や、修繕・委託費等のランニングコストの増高が著しいが、給水量の増や建設改良積立ての一時圧縮、企業債利息の減等により料金を**2円値下げ**。なお、条例改正案は9月県議会に上程予定

見直しの主な要因

①水量の増	- 2.5円/m ³
②建設改良積立金の減	- 8.2円/m ³
③企業債利息の減	- 2.0円/m ³
④電気料金、薬品費等の増	+ 4.9円/m ³
⑤修繕・委託費の増	+ 4.8円/m ³

料金設定の考え方

区 分		算出式	現行料金 (使用水量換算)	次期料金 (使用水量換算)
基本料金	基本料金① (計画水量割)	$\frac{\text{固定費(ダム等水源分)}}{\text{計画給水量}}$	14円/m ³	12円/m ³
	基本料金② (申込水量割)	$\frac{\text{固定費(浄水場等水源以外)}}{\text{申込水量}}$	58円/m ³	49円/m ³
使用料金 (使用水量割)		$\frac{\text{変動費(動力費、薬品費等)}}{\text{使用水量}}$	48円/m ³	57円/m ³
平均供給単価		$\frac{\text{(固定費+変動費)}}{\text{使用水量}}$	120円/m ³	118円/m ³

※次期料金算定期間中の「原価(人件費、修繕費、減価償却費等)」と「資本費用(支払利息、資産維持費)」を基礎として算定

➡ 物価が上昇する中でも**市町の水道料金の値上げ抑制や水道事業の経営安定化につなげる**

【参考】平均供給単価の推移（二部料金制導入後）

年度	H12~19	H20~22	H23~27	H28~R元	R2~5
単価(m ³)	155円	152円	132円	127円	120円

(参考) 水道用水供給事業の概要

1 事業の目的・概要

- 昭和40年代前半、都市化等水需要増大
- 県が広域的に用水供給事業に取り組むよう**関係市町から強い要請**
- 7ダム、5浄水場、17市5町1企業団(25市町)が行う水道事業に対し、日量48万400m³ (計画水量) を供給

2 給水状況

- 41万7,850m³/日(R5.4)
 - ※受水団体の総使用水量に占める県水の割合：18.7%(R3実績)
- 人口減少等に伴う水需要の減少→**市町の自己水源を県水転換**

【直近の事例】

H29：宝塚市 +8,750m³/日

R4：加西市 +3,100m³/日、姫路市 +220 m³/日

(万m³/日)

